

やつて、今後の再発防止をどうするんだというこ
 とを言おうと思つたんですけれども、そういう質
 問をしても、原因をしつかり究明して今後の再発
 防止に努めてまいりたいみたいな答弁で終わつて
 しまうので、これだと何かしくし定規にこの話
 を言つて終わつてしまうので、もうちよつと意識
 を変えて、危機管理という観点から、こういうこ
 とが起つたときに、きちんと、みずから、悪い
 ことほど先に報告するというような、こういう考
 え方をとつていただきたいと思つています。

これは、理財局だけじゃなくて財務省全体、
 もつとやうと、政府、役所全体にあるのかもしれない。
 誰しもそういうミスは犯すんです。我々
 も、サラリーマンをやつていましたから、まずい
 情報というのは上司に上げにくいんですけれども、
 そういうものこそ、まずい情報こそ先に上げ
 るということをよく言われたものです。こういう
 ことも、役所の中でも意識を改革していつてい
 たいと思つています。

これは、理財局というよりも財務省全体のこと
 ですから、官房長、お答えいただけますか。この
 点を踏まえた再発防止についての決意をお聞かせ
 ください。
 ○矢野政府参考人 お答え申し上げます。
 決意を一たび終えた文書につきまして、後にな
 つて書換えを行い、それを国会その他に提出す
 るというようなことはあつてはならないことであ
 りまして、深くおわびを申し上げます。

現在、書換えの詳しい経緯や目的等を明らかに
 するべく、個別具体的に、どの職員がどの程度関
 与したかの調査を進めております。処分にもつな
 がる調査でございますので、官房長であります私
 のもと、大臣官房を中心として調査を行つてお
 ります。
 委員が御指摘のとおり、この調査によつて、な
 ぜこのようなことが起きたのかということ明らか
 にした上で、責任の所在を明確にして、厳正な
 処分を行う必要がございますけれども、二度とこ
 うしたことが起こらないように、今委員から危機

管理意識の問題でもあると御指摘いただきました
 けれども、文書管理の徹底など、必要な取組をき
 ちんとやつて、本当に二度とこのようなことが起
 こらないようにしていきたいと思つています。そのた
 めにも、しっかりとした調査を行つて、速やかに
 御報告をさせていただきますと思つております。
 ○小里委員長 山田賢司君、閉じてください。
 ○山田(賢)委員 時間が参りましたので、質問を
 終わらせていただきますが、今、厳正な処分と
 おつしやいましたけれども、私も厳正な処分を求
 めようと思つたんですが、よくよく話を聞いてい
 ると、皆さん一生懸命やつていて、悪意を持って
 やつたんなら厳正な処分なんだけれども、むしろ、
 現場の皆さんにはこんなこと、こんなことと
 言つたらだめですね、しっかりとルールは守る、
 それから文書管理は徹底した上で、しっかりと本
 来の業務に頑張つていただけるように、私からも
 エールを送らせていただきたいと思つています。
 以上で終わります。ありがとうございます。

○小里委員長 次に、尾辻かな子君。
 ○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党・
 市民クラブの尾辻かな子です。立憲民主党・
 財務金融委員会、二回目の質問となります。ど
 うぞよろしくお願ひを申し上げます。
 先ほどの山田委員の質問の中で、森友、国有地
 売却をめぐる文書が五百ページ分あるということ
 であります。これは、一年間、私たちがずっと文
 書を出してほしいと言つてきたことに対して、な
 いと言ひ続けて、そして、五百ページも出てく
 る。一枚や二枚じゃないですよ、五百ページです
 よ。これをミスと言ふんですか。私は、これは隠
 蔽だというふうにならざるを得ない、そして、一
 年以上にわたつて立法院に隠蔽をしてきた、この
 責任は非常に重く思つております。このことに
 ついても冒頭申し上げておきたいと思つています。
 きょうは、麻生大臣に、この間の発言について
 お伺ひをしたいと思つております。大
 臣、どうぞよろしくお願ひを申し上げますと思
 います。

まず、四月二十七日に、財務省として、福田前
 事務次官のセクハラについては認定をする、そし
 て、退職金から、百四十一万円でしたつけ、を引
 くということ、懲戒処分相当ということになり
 ました。
 財務省としてセクシユアルハラを認定
 をしたということですから、これは、麻生大臣と
 しても福田前事務次官のセクシユアルハラメン
 トを認定されたということではよろしいでしょ
 うか。
 ○麻生国務大臣 福田次官への処分につきまして
 は、これは四月の二十七日に公表を既にいたして
 おりますので、セクハラ行為があつたと判断した
 ことを理由にするということを申し上げておりま
 して、そのとおりであります。
 ○尾辻委員 そのとおりであるということでは
 ない、このとき、四月二十七日に記者会見をさ
 れたのは、矢野官房長ともう一方、秘書課長が
 記者会見をされております。ここで矢野官房長が
 謝罪をされておられます。ここまで大
 きなセクシユアルハラメント事件になり、騒が
 しているわけです。麻生大臣として、こは大臣
 の口から今回のセクハラ騒動について謝罪をしな
 ければいけないと思ひますが、いかがでしょう
 か。
 ○麻生国務大臣 このことに関しましては、文書
 をもつてきちつとした対応を御本人にさせていた
 だいておりますし、御本人の方からも、それに対
 して、深く受けとめておられますというお答えをい
 ただいておりますというように理解をしております
 が。
 ○尾辻委員 そうではなくて、今回の事件という
 のは、既に、福田前事務次官、それも、謝罪した
 といつても、福田前事務次官はいまだに否認して
 いるんですよ。そういうことで、大臣もいろいろ
 な発言をされておられます。
 大臣から、このセクハラのことについて、セク
 シユアルハラメントについて、申しわけなかつ
 たという謝罪の言葉がないかと聞いています。

私も思ひますが、役所の処分のお話は申し上げ
 させていただきました。ただ、本人は今、ないと
 言つて、今これから係争されるということになる
 んだと思ひますが、その段階で私どもの方から、
 福田の方が一方的に悪かつたということをし
 上げるというのは、少々、この種の判断としては
 いかげんかという御意見をいろいろの方から伺
 いましたものから、私の方としては、役所と
 しての処分に関してきちんとした対応をさせてい
 たいということでありまして。
 ○尾辻委員 福田が一方的に悪かつたということ
 ではないという意見を周りから聞いた。誰から聞
 いたんですか。
 ○麻生国務大臣 私の弁護士関係の方からも、こ
 の種の話は、簡単に、片つ方の話は否認をされて
 おられる、片つ方は肯定されておられるという段
 階で、状況としては判断は極めて難しいですよ
 という話を二人から伺つております。
 ○尾辻委員 では、なぜ財務省はセクハラを認め
 たんですか。
 ○麻生国務大臣 福田自身の方から反論として出
 てきた反証というのを私ども役所の方で調査をさ
 せていただいた反論では、向こう側の言い分に対
 してこちらからの反証というものは、福田次官か
 らの反証というものははっきりしたものが出てき
 ておりませんでしたので、その段階で、私どもと
 しては、長引く、少々時間をかけてやるというの
 は、御本人に対しての、個人の尊厳等とかいろいろ
 プライバシーの問題もありますので、なるべく

早くということから、私どもとしては、福田、二十四日の日に、辞任を申し出ておりましたので、それに対応して私どもとしては処分をして対応するということで、その問題に關しましてのお話をさせていただきますということがあります。

○尾辻委員 もう一度確認します。イエスカノーでお答えください。

大臣として、福田前事務次官のセクハラを認めますか、認めませんか。

○麻生国務大臣 これはかかって個人の話になりますので、今の段階として、本人がいないと言っている以上、これはなかなか、私どもとしては、あるとはなかなか言えぬということだと存じます。

○尾辻委員 いや、もうびつくりする御答弁なんですけれども。

だって、財務省は認めて処分しているわけでしょう。懲戒処分には相当していた。そして、百四十万円が、五千三百万の退職金の二・六％ですから、これは私、処分として重いと全然思えませんが、これも、財務省が処分をしたのに、そのトップは、いや、まだ違うんですとおっしゃっているというのはいかしくありませんか。

○麻生国務大臣 今、個人としていかがかかると聞かれたのでお答え申し上げたところであって、財務省としてはきちんとした対応を既にさせていたのだと申し上げておりました。財務省としては、役所としては、私どもとしては、福田次官によるセクハラ行為があったと判断して処分を行ったと申し上げておりましたが。

○尾辻委員 ですから、その財務省のトップである大臣はそれをお認めになりますかと聞いておられます。

○麻生国務大臣 個人の話として言われましたので、私としては、財務大臣として認めたのかと言われたら、財務省として認めておられますから、そのとおりです。

○尾辻委員 財務大臣としては認めた。では、財務大臣として認めたていいですか。もう一度確認します。

○麻生国務大臣 財務省の責任で文書を出しておられますので、財務大臣として認めたというふうには御理解いただければというふうに思いますが。

○尾辻委員 では、財務大臣として認めたのであれば、今回、もう福田前事務次官のセクシユアルハラメントじゃないんですか。そうではなくて、その後に麻生大臣によるいろいろな言われた言葉によつて、麻生大臣による二次被害、財務省によるセクシユアルハラメントに変わっているんですか。

私は、まず、自分の部下であります福田前事務次官が起されたセクシユアルハラメントを認定されたのであれば、そのトップであります麻生大臣が謝罪をしなければいけない、そう思っております。いかがですか。

○麻生国務大臣 何を言つて隠蔽と言つておられるのか。今、隠蔽と言われました。何を隠蔽したのでしようか。(発言する者あり)

○小里委員長 では、尾辻かな子君、もう一度お願いいたします。

○尾辻委員 どこに私が隠蔽したと言っているんですか。

○麻生国務大臣 私どもとしては、紙を出して、きちんと対応させていただいたと理解をしておるんですけれどもね。きちんとして、向こうからその御返答もいただいておりますが。

○尾辻委員 勝手に人のことを、隠蔽したとかいふ発言をつくらぬでください。聞いてください。もう一度言います。

ですから、財務省として認めたということは、財務大臣として認めたと先ほど御答弁されました。そうしたら、しなければいけないのは、財務大臣として、事務次官が起したと認めたセクシユアルハラメントについて謝罪をすべきではないですか、責任者として謝罪をすべきではないですかと聞いておられます。

○麻生国務大臣 これも先ほど申し上げましたけれども、被害を受けた女性へのおわびというもの、ちゃんと書面で、単に申し上げるだけではない

くて、きちんとした書面で提出をさせていただいておりました、私としては、財務省としてその方におわびをしたということだと理解しております。

○尾辻委員 どうしても、大臣は御自分の口からは謝罪の言葉を言われたい。これが本心に謝罪したと国民の皆さんが思うかどうかです。書面をやった、でも、御本人、その責任者はおっしゃらないわけですか。記者会見でおっしゃったのは官房長です。いわば、福田前事務次官の部下が、上司がやったことを謝っているんです。これは一般常識としてあります。普通、何か不祥事があつたとき、現場で対応できなければ、その責任を持つている人が出てきて、話を聞いて、それは申しわけなかつたと謝る、これが一般常識の中の謝罪だと私は思っております。

ですから、今回、私、何度ももう聞き直した、謝罪されませんか。それでも謝罪の言葉がないということは、何が悪かつたのかということをお大臣はわかつておられないのではないかと。そして、更に危惧するのは、謝罪がないということは何が悪かつたかということをお大臣がわかつておられない。そういうことは、再発防止をお大臣の手では、私、できないと思つてます。まず自分が、自分の組織が起したことを謝罪できなくて、どうやって再発防止ができるんですか。私は非常に疑問です。

もう一つお聞きしますが、今回の財務省の調査のやり方、最初に福田前事務次官の調書を發表して、そして被害者に名乗り出ると言つて、こういうやり方、そして名乗り出るのがそんなに苦痛なのかといったやり方について、これは適切だったと思つておられますか。イエスカノーでお答えください。

○麻生国務大臣 私どもといたしましては、少なくとも、今回のセクハラ問題というのが持ち上がった当初、これは本人が否定をしておられませんでしたので、そういった中で、週刊誌の報道のみをもつて事実を認定して処分を行うことは困難、こ

れはよろしいですね、そのところは。これは、報道各社に、そう考へて、協力をお願いしたいということですが、協力をお願いさせていただいた。

その際、作業をお願いするに当たっては、役所のルールでは、これは人事院のルールがありま

すので、それに基づいてやつた場合は省内だけで調査ということになっております。それは御存じです。人事院でそういうルールになってお

りますから、しかし、それだけではいかなものかということ、私どもとしては、弁護士に、被害女性の人權に十分配慮することを前提に、弁護士や上司を経由した協力や匿名での協力でもいいことなどを明確にしております。この点に關しましては、報道はそうされていませんけれども、

事実はそうなっております。

したが、いま、財務省は被害女性本人が実名で名乗り出たことなければセクハラを認めないという態度だといふ批判というのがよく書かれておりましたけれども、事実は違います。きちんとした形で、匿名でも結構ですということをお申し上げた上でやらせていただいております。

そういう意味で、批判と今事実は異なるんだと思つておられますので、本来の趣旨が伝わっていないか、たように思つておられます。甚だ残念なところなんです。

○尾辻委員 つまり、やり方は間違つていないかとおっしゃっているわけですか。調査のやり方は間違つていないかとおっしゃっているわけですか。

○麻生国務大臣 財務省の職員についてのこういった場合の調査方法というのは、これは財務省の話ですから、財務省が責任を持つて行つべきものだと思つておられます。その上で、今回の事案というのは、事務方のトップであります次官に關する事案であり、かつ被害女性が外部の女性、内部の女性じゃありませんから、外部の女性であつたということも踏まえて、これは財務省の職員だけで対応するということではなくて、専門的な知識を持つた弁護士をもつて当たられるべきものだ、私どもはそう判断をいたしております。

委託された弁護士というの被害女性の人權に配慮することを前提と今申し上げてきたとおりで、守秘義務もあって、中立的な立場を貫くのはこれは当たり前で話すけれども、そういう姿勢を明確にするというのは、これは当然のことなんだと思っておりますので、財務省の責任だけで調査を進めるのではなくて、完全な第三者の調査ということを考えて委ねるとするならば、調査は極めて長期化してくることにいかねませんから、私どもとしては、被害者の保護の観点からも望ましいものではないのかと考えたということでありまして、いろいろな意味でいろいろな批判があることは承知しておりますが、いざにいたしまして、参考とすべき視点があるのであれば、今後の教訓としていかなばならぬところだと考えております。

○尾辻委員 私、イエスカノーで聞いていますね。長い答弁をされると、申しわけないですけれども、時間も食いますので、今後簡潔に回答いただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

私が聞いたのは、調査のやり方。では、これはよかつたのか、反省はないのかということでしたけれども、今聞いた御答弁でいくと前と全然変わっておりますので、今回の財務省の調査のやり方自身を、責任者である麻生大臣は反省も何もしておられない。そして、やり方がまずかつたということを全く認めておられないということがわかりました。先ほどから申し上げるように、悪いことをした、まずいことをしたと思っていない人が立て直すのは無理ですからねということとはよくわかつたと思えます。

次に、ほかの発言も聞きたいんですけれども、何でも私がここまで言っているかという、大臣が、全くセクシユアルハラスメントということ、そして、そのセクシユアルハラスメントの調査が実は不適切であるということをお知らせできないかという疑義があるからです。

いってお伺いしたいと思います。次官のセクハラ、さすがに辞職なんじゃないですかねと記者に聞かれて、だったらすぐに男の番記者にかえればいだけじゃないか、なあそうだと、ネタをもらえらるかもってそれでついでにいったら、さわられてもいないんじゃないの、だから次官の番を、番記者をみんな男にすれば解決する話なんだよ。これは、四月十二日、ホテルでそういうふう記者に発言されたという報道があります。

○麻生国務大臣 何ですって。今、ぶつぶつ言っておられるので、よく聞かえないのであれですけども。

質問主意書において、セクハラ防止策として、担当記者から女性を排除し、男性のみとすることが妥当なことであると考えているかと御質問でしたので、四月の二十七日に、政府としては妥当なことであると考えていないとお答えをしておりますとありまして、私どものことに関しましては、当然同じ認識であります。

○尾辻委員 私が聞いていますことと答えが違いますよ。男の番記者にかえればいだけじゃないかと発言しましたかと聞いています。イエスカノーでお答えください。

○麻生国務大臣 正直申し上げて、余り記憶がないんです。その種の話は、正直、余り記憶がありません。言つたと申し上げたのかもしれないけれども、私は、番記者を男性にすることは現実に当然あり得ない話なんです。少なくとも、働きやすい場所、環境を考えないかぬということも申し上げておきますので、私どもとしては、そう申し上げたのかもしれないけれども。

そういうことで、ちよつと正直、私自身としては、今現在、記憶がありませんし、誰のためにと言われているのかと言われれば、テープがきつとありなんでしょうから、そういうのを聞かせていただくしかほかにはないと思っておりますけれども。

も、私は余り、正直言つて記憶がはつきりしておりません。

○尾辻委員 記憶がないということですから、訂正を求めたり、抗議をされてはいますか。

○麻生国務大臣 私どもも、こういう立場になりますと、新聞に書かれていることは大体半分以上は違つておりますので、それをたびたび抗議していたら、とてもじゃないけれどもちまませんので、今回もいたしておりません。

○尾辻委員 これは非常に問題な発言なんです。その記憶がないというのは、私から見たら、大した発言じゃないと思つておられたということだと思つています。番記者を全部男にすればいいというようなのはセクハラの解決策には全くありませんということをお申し上げて、非常に不適切な発言であるということになります。

そして、大臣は、福田前事務次官がはめられた可能性もあるというふうにおっしゃつておられました。今もまだ福田前事務次官がはめられたと思つてはいますか。

○麻生国務大臣 これは福田前事務次官がこれから裁判でいろいろされていられるんではないかと、その段階でははつきりされることだと思つていますが、そういう可能性もあるということにはよく言われていた話ですから、そういう可能性が否定はできません。本場に事実かもしれせんから、よくわかりませんが、裁判でこの決着がきちんとしていくんだと思つています。

○尾辻委員 大臣はいまだに福田前事務次官がはめられた可能性がとおっしゃつていて、私はちよつとわけがわからないんです。財務省としてセクハラを認めているのに、まだ麻生大臣はセクシユアルハラスメントが相手側がはめたかもしれないという可能性があるとこの二、二次被害を、大臣、生んでいるんですよ。

被害者が今まではずつと泣き寝入りして言えなかつた、それを勇気を出して言つた。そうしたら、そつちの責任者が、そして副総理が、はめ

れたというふうには、加害者、パッシングというふうにもとれる発言をしているんです。これはすうい悪い前例になりましたよ。これから、セクシユアルハラスメントがあつたんですと女性が勇気を持って言う、次の人たちに同じような目に遭わせないように自分が声を上げる。そうしたら、いや、これははめられたかもしれせんからということで逃げてしまふ。こういう前例をつくつた。ですから、はめられた発言、特に今回もう財務省は認定しているんです。はめられたかもしれない、そういう意見をあのときに言つてしまつたこと、今の時点で撤回していただきたいと思つています。

○麻生国務大臣 はめられたかもしれないということも言う方がいらつしやる。これはネットなんか見てもよく出てくる話だと思つていますので、そのことに関して申し上げたんだと思つていますが、あの場と言つたのは不適切というのであれば、そうなるかもしれせん。

これはいざいざ裁判できちんとされていられるんではないかと思つては、私どもとしては、役所としては福田前次官の発言に関しては認めておりますので、そういう意味では、私どもとしては、これから先は個人の裁判を受ける話だと思つていますが、その意味で、タイミングはいかがなものかという御指摘があるのは、それはそれなりに認めるにやぶさかではありません。

○尾辻委員 それだけじゃないんです。更にまたひどい発言があるんですね。セクハラという罪はない。これは、今でもセクハラという罪はないというふうにおっしゃつてはいますか。

○麻生国務大臣 セクハラ罪はない。間違えないでください。セクハラという罪はないんで言つたことではありませんからね。間違えないでください。セクハラ罪はない。悪意で切れば、セクハラ、罪はないと説きますからね。アサ・ナマタロウみたいな読み方ですよ。麻生太郎とは言わずにアサ・ナマタロウと言われたことがあるから。切り

方の問題ですよ。

セクハラ罪はないということを申し上げておられます。これは刑事罰として存在しておりませんから。これは訴える、訴えられる、そういうものから、これは両方で話し合われるということと正確に、法律用語としては正しく申し上げたんですけれども、悪意を持って途中で切られると、セクハラという罪はないというふうに言いかえておられますから。セクハラ罪はないと一つのセンテンスで読んでください。

○尾辻委員 では、もう一度。

セクハラ罪という罪はないということについては自信を持っておっしゃっているわけですから、これはあなたもセクハラが悪いことではないという聞き直りしか聞こえないんですよ、本当に。いじめという罪はない、こうやって聞き直つて、また加害者を、パッシングしているわけですよ。

このセクハラ罪という罪はない、これで何が言いたかったんですか。普通であれば、セクハラ罪という罪はないとおっしゃった後に言わなければいけないのは、これは法律の不備であると言わなければいけないんじゃないんですか。今までセクハラ罪という確かに明確な定義がなかった。男女雇用機会均等法は事業者が義務づけられているだけですから、ないんですよ。だから、こういう人たちは泣き寝入りしてきたわけでしょう。少数の頑張っている人たちが何とか裁判に訴えて、そしてやっと判例が積み上がっている。

セクハラ罪という罪はない、その後におっしゃったことは何なんですか。申し開きですか。

○麻生国務大臣 法令として、私どもは法律の話をして申し上げておられます。法治国家ですので。法律の話として、セクハラ罪と称する犯罪はないという事実を申し上げておられます。

しかし、セクハラというのは一般に捜査機関が捜査を行うわけがありませんから、御存じのようには双方の主張が異なる場合は事実関係

を認定することがなかなか難しいという問題意識が私どもの発言なんですけれども、その発言の一部が切り取られたということなんだと思っております。

私どもは、セクハラ被害の女性の尊厳とか、これは決して許されるものではないという、はなからセクハラというような事実は、これはアウトだと、一番最初から、冒頭から申し上げておられますよ、この話は。アウトだということを最初から言っている、言ったと思いますが、そのころは全然取り上げられていただけなのは残念ですけれども、セクハラが事実とするならアウトだということも、もう一番最初に、冒頭に申し上げたと記憶しております。

○尾辻委員 ですから、セクハラ罪はないからという言い方は、まるでそれが許される、そして聞き直つているようにしか聞こえないんですね。

そこは、十分、大臣の発言として、いまだに、そのことが、そうやって被害者に対してまたパッシングになつていくということ。そして、国民の皆さんに、セクハラは、セクハラ罪というものはないですから、裁判にならない限り大丈夫ですとそれかかないんですよ。こういう発言だということをお申し上げておきます。

一点だけ確認をします。

今回の福田前事務次官のセクハラについて、弁護士事務所の方に調査を依頼した。報道では、概要と最終的に報告書を出したということなんです。報告書を出さ出さないか、イエスカノーかだけ。もうちょっと時間ないので、出すか出さないかだけ、イエスカノーか答えてください。

○麻生国務大臣 担当の矢野官房長に答弁させていただきます。

○尾辻委員 いや、私は大臣が出すか出さないか。じゃ、大臣の中ではわからないということですか。

○麻生国務大臣 今の段階で、まだ、きちんとした段階で、出す出さないを申し上げられる段階にはないと思っております。

○尾辻委員 これは、報道によると、概要はもう出されているようなんですね。私たちもぜひ、弁護士事務所概要を知りたいと思えますし、報告書が財務省に来たらぜひ見たいと思えます。

ぜひ、委員長、この辺、開示を求めたいと思えますので、後刻理事会でお取り計らいをお願いしたいと思えます。

○小里委員長 理事会にて協議いたします。

○尾辻委員 今いろいろ話を聞いてきましたけれども、大臣は、全く御自分が、もうこれは福田前事務次官のセクシユアルハラスメントじゃないんです、麻生大臣の発言によるセクシユアルハラスメントに変わつてくるんですよ。でも、今、ずっと発言を聞いてきましたけれども、大臣、どう見ても、発言、セクハラ容認をしているかと思えない。これは、女性の活躍推進と言っていますけれども、女性を活躍させない、こういう政権だと思つておられます。そして、余りにセクシユアルハラスメントに無自覚であり、セクハラだったならアウトと言いますけれども、この麻生大臣の発言でもアウトだと思つておられます。

もう一つだけ、最後、大臣の発言についてお聞きします。文書改ざんです。

おとといですかね、文書改ざんは個人の問題だ、組織の問題ではない、こういうふうな記者会見でおっしゃった、ぶら下がりでおっしゃったのが報道であります。これは事実ですか。

○麻生国務大臣 文書の改ざんというのは、これも最初から申し上げておきますけれども、決裁を得た行政文書を書き換えるなどという話の方はゆゆしきことなんだという話は最初から申し上げておきます、この話は。そのところもはしょつていたはずで、ぜひ、そのところもよろしく願ひ申し上げます。その上で、私もとしては、甚だ遺憾なことであつて、深くおわび申し上げます。これを申し上げます。

今回の話に関しましては、全ての文書書換えが全書挙げてやつておられるかのようにとられかねませ

んけれども、通常の職員はきちんと真面目にやっておられるというのが、私どもの見た範囲では、極めて真面目に、職員としては、個々の文書、決裁等々については対応していると思つておりますので、こういった文書は組織挙げて改ざんをしていくかのごときにとられかねないようなよく話が聞かれますけれども、この問題にしましては、担当したのが、私は、個々の職員の間で厳正な処分を行つておられるというところであつて、人事担当部局において、調査の結果を踏まえまして、書換えに関与した個々の職員、これは全書挙げてやつておられるわけじゃないから、個々の職員に対して厳正な処分を行つていく必要があるということをお申し上げます。

したがって、その局課挙げてやつたというふうなことではないということをお申し上げておられます。あつて、その上で、それでも、個々の職員でこういった問題が起きないようにするためにどういふことをするかというのが今後考えなければならぬ大事な点だと思つておられます。

○尾辻委員 この改ざん文書では、その担当者だった近畿財務局の職員が自殺をされているんですよ。亡くなつておられるんですよ。それに対して、個人の問題だと言ふ。本人の責任にしてしまふ。これはむちゃくちゃ不適切であり、そして遺族に対して失礼だと思いませんか。これはこの人が悪いということですか。これは発言を撤回して謝罪をしてください。

○麻生国務大臣 これもたびたび申し上げてきたと思つておられます。近畿財務局の職員というものは亡くなられたということは事実であります。したがって、大変残念で悲しい話だと思つておられます。したがって、大要残念で悲しい話だと思つておられます。したがって、御遺族のことを思うと言ふ言葉がないということも、これもたびたび申し上げておられると思つておられます。

その上で、今進行中の捜査にこれは協力するということなんですが、かつ、二度とこういふことが

起こらないようにするためには、財務省としてさらなる対応をせねばならぬ。

担当した職員だけではなく、それを命令した人がいるはずですから、そこが問題だと今言われているところだと思えますので、そういった意味では、私どもは、その人がまことに残念なことになつておりますけれども、それを命令して書き換えさせた人がいるはず、そのところがきちんとされていかないといかぬところなんだ、私どもはそう思っておりますが。

○小里委員長 時間が来ております。閉じてください。

○尾辻委員 最後に。

これは、話を聞いてみると、個人の問題にすりかえていりし、特定の人たちや特定の局だけの問題にすりかえているようにしか私は思えません。そして、非常にこれは御遺族に対して失礼な発言である。こういうことをおっしゃる大臣に、財務大臣を務める、そして副総理を務める資格は私はないと思えます。ぜひ辞任をしていただきたいということを強く申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○小里委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 おはようございます。川内博史でございます。よろしくお願いをいたします。

今の尾辻先生のお話を聞いておまして、麻生大臣がおっしゃられることも私はわからなくはない。

例えば文書改ざんの問題について言えば、最終的に犯罪として問われるのは個人である。財務省を逮捕、起訴するとか、組織を逮捕して、組織を起訴して、組織を処罰するなんていうことはいわけてですから、犯罪という意味においては、個人がその犯罪の事実を認定され、そして処罰されていくという意味においては、個人の問題であるということも言えるのかもしれない。

他方で、組織犯罪という言葉もあるとおり、組織的にそれが行われたのではないかということが

今問われているわけでありまして、そういう意味で、麻生大臣の御発言が世間に対して誤解を私に与えているのではないかと。組織的に行われた可能性があるよと、だから、その末端でそれを押しつけられた方が、これも報道ですから本当かどうかはわかりませんが、無理やり改ざんに加担させられたとする趣旨の遺書を残されて自殺をされたというように報道されているわけですが、そういう組織的に行われていたからこそ、そういう末端で苦しまれて、大変痛ましい結果にもつながっているのではないかとふうに思います。

ですから、組織全体でやっているというふうな感じはありませぬけれどもというふうな会見で大臣述べられているんですけども、組織全体、すなわち財務省全体として改ざんをしたとは私も思いません。しかし、組織的にそれが行われたであろうというのとは間違いなことだということに思っています。

そういう意味で、私が大の発言を補足するのは甚だ僭越ではございますが、組織全体でやっているとは思われないが、組織的に行われていたであろう、だからこそ今調査をしているのだという理解でよろしいかということ、ちょっと大臣に、冒頭、一言御発言をいただきたいと思えます。

○麻生国務大臣 今、補足していただいて大変恐縮ですけれども、私どもとしては、財務省を挙げてやっていると意味で組織ということを使わせていただいたんですけれども、局とか課とかいうのも組織というのであれば、大きな組織の一部の組織の中でそういったことが行われたのではないかとということ前提にして私ども調査をさせていただいているということに御理解いただければと存じます。

○川内委員 そういう意味で、組織全体、あるいは組織の中の一部の組織、まあ、組織的に行われたであろうかもしないです、まだ、かもしないかこの文書の改ざんについて、それこそ麻生大臣は、財務省全体を統括するお立場として、政治的な責任あるいは民主主義を擁護する内閣の一員として責任を持っているということも確認をさせていただきますたいと思えます。

私、麻生大臣に、辞任すべきだと今すぐやめていただきたいとかまでは言いません。なぜなら、まだ全ての結果が出ていないから。ただし、きちんと調査をしていただき、御報告をいただき、そして麻生大臣がそのときに、政治家の責任なんというものは人に言われるものじゃなくて自分自身で判断するものだとも思います。だからこそ、しかし確認をしておかなければならないのは、そういう財務省の出来事について、セクハラのこともありますけれども、全ての出来事について、麻生大臣は政治的な責任を持っているんだということとをちゃんと確認をさせていただきますたいと思えます。

○麻生国務大臣 役所の一部の話とはいえ、それは間違いなく、役所の中で起こったことに關しまして、責任という点においては、最終的な責任は、その省の長、すなわち大臣ということになるう、私どももそう自覚いたしております。

○川内委員 じゃ、ちょっと別な質問をさせていただきますたいと思えます。全く毛色が変わって、国税庁さんに来ていただいているので、国税庁さんに答えていただきたいんですけれども、国税庁に答えていただきたいんですけれども、国税庁さん、佐川さんでえらいクローズアップされましたけれども、所得税の確定申告時期において各地の税理士会は独自に土日外国人労働者向けの無料申告相談を実施しているということを、国税庁としてはその実態を把握をされていらつしやいますでしょうか。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。まず、各税理士会におきましては、確定申告期において独自に納税者への無料相談会を全国で実施して、税務行政に御協力いただいております。国税庁が把握する限りでは、直近の平成二十九年分所得税の確定申告期に全国で約二千三百の会場で無料相談を実施されております。

先生から御指摘がありましたとおり、外国人労働者が多い一部の地域では外国人労働者向けの無料申告相談会も実施しているというふうに承知しております。

○川内委員 外国人の方がいきなり税務署に行くとか、言葉も全くわからなかったりして、物すごい窓口が混乱するらしいんですけれども、税理士会がそういうことを避けるために独自に外国人労働者向けの無料申告相談を継続するに当たり、税理士会から国税庁あるいは地元税務署に対して支援要請があった場合、国税庁としてしっかり御対応いただけるかということも教えていただきたいと思えます。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。税理士会独自の外国人労働者向け無料申告相談の実施については、支援要請などの相談があった場合には、積極的に相談に応じたいと思えます。

要請を踏まえまして、具体的には、税務署における税理士の先生方に対する研修、これは、外国人の居住者の方に特有の配慮すべき制度もあるものから、そういうものについて研修を行うとか、あるいは、外国語で記載された申告書作成手引の提供、これは、各局の実情を踏まえて、例えば名古屋の国税局ではポルトガル語とスペイン語の手引書をつくっております。そういうものを提供していくといったことなど、できる限りの支援をやっておるところでございますし、今後も検討してまいりたいと考えております。

○川内委員 よろしくお願います。それでは、森友学園の問題を議論させていただきますたいと思えます。

昨年、平成二十九年の二月二十二日に、首相官邸そして菅官房長官の議員会館事務所で行われた、安倍総理大臣が官房長官に対して、私の家内の名前も出たので徹底的に調査せよと強く指示を呼んで、官房長官が財務省並びに国土交通省両省を呼んで、どうだったかという説明を受けたわけでございます。その説明会合の後、菅官房長官は、安倍総理大臣に対して、いや、問題なかったですよという御